

六ヶ所村新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 六ヶ所村新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査審議するため、六ヶ所村新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 新庁舎建設に係る基本構想及び基本計画等の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新庁舎建設に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から、村長が委嘱する。

- (1) 村議会を代表する者 2人以内
- (2) 学識経験を有する者 2人以内
- (3) 村内の公共的団体等を代表する者 10人以内
- (4) 公募により選出された者 2人以内
- (5) その他村長が必要と認める者 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務について審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、村長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償等)

第8条 委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第103号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。